平成２３年（フ）第１１３９０号
東京都昭島市拝島町２丁目12―14
債務者　山本　孝予
1　決定年月日時　平成23年８月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月11日まで
5　免責審尋期日　平成23年10月11日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第４０５号
岡山市北区青江３丁目５番36号
債務者　織田　祐子
1　決定年月日時　平成23年８月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月11日まで
5　免責審尋期日　平成23年10月27日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１１３２４号
東京都板橋区前野町６丁目53―１―101
債務者　内村　淳子
1　決定年月日時　平成23年８月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月18日まで
5　免責審尋期日　平成23年10月18日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１１４１７号
東京都台東区小島１丁目14―５
債務者　城山　　誠
1　決定年月日時　平成23年８月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月18日まで
5　免責審尋期日　平成23年10月18日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１８８号
沖縄県うるま市石川伊波1482番地　県営石川第二団地６号棟204号室
債務者　雨瀬　貴子
1　決定年月日時　平成23年８月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月19日まで
5　免責審尋期日　平成23年10月19日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２３年（フ）第１８９９号
横浜市南区真金町１丁目５番地
債務者　山口　達也
1　決定年月日時　平成23年８月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月20日まで
5　免責審尋期日　平成23年10月21日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１９００号
横浜市南区真金町１丁目５番地
債務者　山口　幾子
1　決定年月日時　平成23年８月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月20日まで
5　免責審尋期日　平成23年10月21日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１５０号
北海道帯広市東２条南22丁目４番地１
債務者　菱沼　敏子
1　決定年月日時　平成23年８月９日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月10日まで
5　免責審尋期日　平成23年11月17日午後２時
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２３年（フ）第１８４８号
横浜市泉区新橋町1296番地６　市営新橋第二住宅３棟104号
債務者　菊地　茂樹
1　決定年月日時　平成23年８月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月４日まで
5　免責審尋期日　平成23年10月５日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１９４７号
神奈川県藤沢市長後614番地　さつき荘201
債務者　濱田素美枝
1　決定年月日時　平成23年８月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月４日まで
5　免責審尋期日　平成23年10月５日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第２０２９号
横浜市都筑区見花山１番20号　グランドール見花山302
債務者　黒田　敏行
1　決定年月日時　平成23年８月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月４日まで
5　免責審尋期日　平成23年10月５日午後４時30分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第９１３号
東京都東久留米市新川町２丁目２番14号シャトル新川201
債務者　矢萩　利雄
1　決定年月日時　平成23年８月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月５日まで
5　免責審尋期日　平成23年10月５日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第９１４号
東京都東久留米市新川町２丁目２番14号シャトル新川201
債務者　矢萩　裕子（旧姓山根）
1　決定年月日時　平成23年８月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月５日まで
5　免責審尋期日　平成23年10月５日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第９９５号
東京都八王子市片倉町443番地３ブールバールＢ202号
債務者　佐伯　真貴（旧姓増田）
1　決定年月日時　平成23年８月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月５日まで
5　免責審尋期日　平成23年10月５日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第９１８号
東京都調布市上石原１丁目32番地50西調布ハイツ202
債務者　亀田　栄子（旧姓萩原）
1　決定年月日時　平成23年８月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月６日まで
5　免責審尋期日　平成23年10月６日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部